**納税管理人申告・承認申請書　兼**

**納税管理人を定めないことに関する認定申請書**

大竹市長　様

|  |  |
| --- | --- |
|  | 　令和　　　年　　　月　　　日 |
|  |  |
| （納税義務者） | 現住所 |
|  | 今後の住所 |
|  | 氏名 |
|  | 生年月日　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
|  | 電話番号 |
| （届出人） | 氏名 |
|  | 電話番号 |

大竹市税条例第25条の規定に基づき、納税管理人に関して次のとおり申告（申請）します。なお、申告（申請）にあたり、納税管理人の承諾を得ています。

（該当する番号に○をつけてください。）

1.　大竹市内に住所等を有する納税管理人の指定又は変更（解任）の申告

2.　大竹市外に住所等を有する納税管理人の指定又は変更（解任）の承認申請

3.　納税管理人を定めないことに関する認定申請

|  |  |
| --- | --- |
| 新納税管理人（指定又は変更の場合に記入） | 住所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　氏名（名称）　　　　　　　　　　　 　　　　生年月日　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 旧納税管理人（変更又は解任の場合に記入） | 住所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　氏名（名称）　　　　　　　　　　　 　　　　生年月日　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 申告（申請）理由（該当する項目に🗹） | □国外へ出国するため　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　 |
| 納税管理人を定めなくとも徴収に支障がないことに関する事情（納税管理人を定めない又は解任の場合）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

【添付書類】

　**納税義務者の本人確認書類**（郵送の場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。）

　①１点で確認ができる書類（顔写真付きの官公署発行書類）

　　・運転免許証　　・マイナンバーカード　・旅券　　・特別永住者証明書　・身体障害者手帳　他

②２点で確認ができる書類（顔写真無しの官公署発行書類）

　　・国民健康保険証　・健康保険証　・介護保険証　・後期高齢者医療被保険者証　・年金手帳　他

　※納税義務者が出国済み等のため、納税義務者の本人確認書類が提示（提出）できない場合は、納税管理人の本人確認書類を提示（提出）してください。

【留意事項】

１．納税管理人は納税義務者に代わり納税に関する一切の手続き（納税通知書の受領・納税・還付通知書の受領・還付金の受領など）を行う方です。なお、納税管理人は納税義務を負うものではありません。

２．送付文書の不着返戻等の事情により、届出のあった納税管理人に送付することが不適当であると市が判断した場合、予告なく納税管理人を解任する場合があります。

３．納税管理人を変更又は解任する場合、改めて「納税管理人申告・承認申請書　兼　納税管理人を定めないことに関する認定申請書」を提出する必要があります。

　　※変更又は解任の手続きが行われるまでは、現納税管理人に通知されます。

問い合わせ先

〒739－0692

広島県大竹市小方一丁目11番１号

大竹市市民生活部市民税務課市民税係

電話　0827－59－2128

FAX　0827－57－7162

メール　shiminzeimu@city.otake.hiroshima.jp

【市記入欄】

１．納税義務者（納税義務者が出国済み等で提示できない場合、納税管理人）の本人確認書類

　　□運転免許証　□健康保険証　□障害者手帳　□マイナンバーカード　□その他（　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 市民税 | 処理日 |
|  |  |

２．受付方法　　　　　　　　　　　　　　　　３．処理欄

　　□窓口　□郵便